



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
7月4日
第424号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(医療福祉推進課)	1
介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定(医療福祉推進課)	1
道路の供用開始(道路保全課)	2
○ 公 告	
県営土地改良事業計画決定公告(耕地課)	2
県営土地改良事業工事完了公告(耕地課)	3
○ 健康福祉事務所告示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(湖東)	3
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(東近江)	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地変更の届出(東近江)	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(東近江)	4
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区役員退任および就任公告(高島)	4
○ 公安委員会公告	
検定実施公告(生活安全企画課)	4
○ 病院事業庁公告	
落札者決定の公告	6

告 示

滋賀県告示第285号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年7月4日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問介護ku-haku	守山市金森町869番地2	株式会社ku-haku 代表取締役 牧得生	守山市金森町869番地2	訪問介護	令和5.7.1	2570701199

滋賀県告示第286号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の指定介護老人福祉施設として、次の施設を指定した。

令和5年7月4日

滋賀県知事 三日月 大造

施設の名称	施設の所在地	開設者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	指定年月日	介護保険事業所番号
特別養護老人ホーム藤のれん	高島市安曇川町下小川127番11	社会福祉法人光養会 理事長 橋本辰美	高島市安曇川町下小川3220番地1	令和5.7.1	2572200828

滋賀県告示第287号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年7月4日から令和5年7月18日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月4日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
西明寺安部居線	蒲生郡日野町大字中之郷字櫻臺1507番1地先から 蒲生郡日野町大字佐久良字寺井1520番3地先まで	令和5.7.4	L=584.2m
中里山上日野線	蒲生郡日野町大字中之郷字櫻臺1507番1地先から 蒲生郡日野町大字中之郷字櫻臺1507番1地先まで	令和5.7.4	L=6.6m

公 告**県営土地改良事業計画決定公告**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営秦荘1期地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)に係る土地改良事業計画を令和5年6月22日に定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和5年7月4日

滋賀県知事 三日月 大造

- 縦覧に供する書類 県営秦荘1期地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)事業計画書の写し
- 縦覧場所 滋賀県湖東農業農村振興事務所田園振興課および愛荘町役場秦荘庁舎農林振興課
- 縦覧期間 令和5年7月4日から令和5年8月2日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和5年8月17日までに審査請求をすることができる。

県営土地改良事業計画決定公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営愛知川1期地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)に係る土地改良事業計画を令和5年6月22日に定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和5年7月4日

滋賀県知事 三日月 大造

- 縦覧に供する書類 県営愛知川1期地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)事業計画書の写し
- 縦覧場所 滋賀県湖東農業農村振興事務所田園振興課および愛荘町役場秦荘庁舎農林振興課
- 縦覧期間 令和5年7月4日から令和5年8月2日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和5年8月17日までに審査請求をすることができる。

県営土地改良事業工事完了公告

次の地区の県営土地改良事業の工事は、完了した。

令和5年7月4日

滋賀県知事 三日月 大 造

地区および事業の名称	工事完了年月日
県営相谷地区中山間地域総合整備事業	令和4年7月8日

健康福祉事務所告示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第14号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年7月4日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 嶋 村 清 志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
みどりや訪問介護ステーション	彦根市肥田町1013-2	株式会社ミドリヤ 代表取締役 藤井大輔	京都府京都市下京区四條通寺町東入御旅町17番地	訪問介護	令和5.7.1	2570201059

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第8号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和5年7月4日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小 林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
ホームヘルパーステーション「オアシス」	近江八幡市馬淵町690番地	社会福祉法人オアシス倶楽部 理事長 野田英彦	近江八幡市馬淵町690番地	訪問介護	2570400065	令和5.6.30

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から事業所の所在地変更の届出があった。

令和5年7月4日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小 林 靖 英

事業所の名称	事業所の旧所在地	事業所の新所在地	名称	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	変更年月日
訪問介護ステーションふる郷	東近江市八日市野々宮町290-1	東近江市八日市野々宮町2-304-8	日本興機株式会社	居宅介護 重度訪問介護	2510500800	令和5.6.1

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和5年7月4日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
ホームヘルパーステーション「オアシス」	近江八幡市馬淵町690番地	社会福祉法人オアシス倶楽部	近江八幡市馬淵町690番地	居宅介護	2510400308	令和5.6.30

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、梅原土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和5年7月4日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 森 真 里

1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	中田 正 敏	高島市今津町梅原727番地
〃	森 本 治	同 所328番地
〃	中田 多 市	同 所712番地
〃	中田 悟	同 所581番地
〃	石田 清 隆	同 所701番地
〃	森 本 公 一	同 所355番地
監事	森 本 隆 夫	同 所337番地1
〃	石田 与 志 雄	同 所774番地1

2 就任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	森 本 公 一	高島市今津町梅原355番地
〃	中田 悟	同 所581番地
〃	中田 多 市	同 所712番地
〃	中田 正 敏	同 所727番地
〃	森 本 治	同 所328番地
〃	石田 与 志 雄	同 所774番地1
監事	森 本 隆 夫	同 所337番地1
〃	石田 清 隆	同 所701番地
〃	河原田 善 政	高島市今津町岸脇393番地

公安委員会公告

検定実施公告

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき次のとおり検定を実施する。

令和5年7月4日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

1 検定の種別、級、定員および実施期日

種 別	級	定員	実 施 期 日	
施設警備業務	2級	20人	学科試験	令和5年10月6日(金)午前10時から正午まで
			実技試験	令和5年11月10日(金)午前10時から午後5時まで
交通誘導警備業務	2級	20人	学科試験	令和5年10月6日(金)午後1時から午後3時まで
			実技試験	令和5年11月17日(金)午前10時から午後5時まで
雑踏警備業務	2級	20人	学科試験	令和5年10月6日(金)午後3時から午後5時まで
			実技試験	令和5年11月24日(金)午前10時から午後5時まで

2 実施場所 蒲生郡日野町大字北脇1番3 滋賀県警察本部生活安全全部機動警察隊

3 受検資格 滋賀県内に住所を有する者または滋賀県内の営業所に所属する警備員

4 受検申請手続等

(1) 申請期間 令和5年9月1日(金)から同月11日(月)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、受付期間内であっても、申請人員が受検定員に達した場合は、受付を締め切る。

(2) 申請場所

ア 滋賀県内に住所を有する者 住所地を管轄する警察署の生活安全課または生活安全刑事課

イ 滋賀県内の営業所に所属する警備員 所属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課または生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 検定申請書1通

イ 写真2葉(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名および撮影年月日を記入したもの)

ウ 次の書面のうち該当するもの1通

(ア) 滋賀県内に住所を有する者 住所地を疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し、公的機関が申請者の住所地宛てに発行した郵便物等その他の住所地が明らかとなる書面)

(イ) 滋賀県内の営業所に所属する警備員 当該営業所に所属することを疎明する書面

(4) 申請の方法 検定を受検しようとする者は、(2)に示す場所に、(3)に掲げる書類を持参し、提出すること。

5 検定手数料および納付方法 検定申請書提出時に、施設警備業務2級にあつては16,000円、交通誘導警備業務2級にあつては14,000円、雑踏警備業務2級にあつては13,000円に相当する額の滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納付すること。なお、検定申請を受理した後は、納付した検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付 申請を受理した警察署において、後日、受検票を交付する。

7 検定の方法 検定は、学科試験および実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。なお、実技試験を受検する者が実技試験の途中において合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかになったときは、その者に対する試験を中断し、以後の実技試験を行わないことがある。

8 検定内容

(1) 施設警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 交通誘導警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(e) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

イ 実技試験

(7) 車両等の誘導に関する事。

(i) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

(3) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

(7) 警備業務に関する基本的な事項

(i) 法令に関する事。

(ii) 雑踏の整理に関する事。

(e) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

イ 実技試験

(7) 雑踏の整理に関する事。

(i) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

9 その他

(1) 検定当日の受付手続 検定当日は、開始時刻の30分前から開始時刻までの間に、試験会場において受付手続を終える事。

(2) 携行品 検定当日は、受検票および筆記用具を必ず持参する事。なお、実技試験当日は、前記携行品に加え警笛、運動靴および雨衣を持参するとともに、警備員である受検者にあつては、制服および制帽を着用する事。

10 検定に関する問合せ先 滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 077-522-1231)または生活安全課もしくは生活安全刑事課

11 その他 天災その他不可抗力の事態により、検定日、場所等を変更し、または検定を中止する可能性があるため、滋賀県警察本部ホームページで最新の情報を確認する事。

病 院 事 業 庁 公 告

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)第13条の規定により公告する。

令和5年7月4日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 病院総合情報システム構築・運用保守業務委託 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県立精神医療センター事務局 草津市笠山八丁目4番25号 電話 077-567-5001
- 3 落札者を決定した日 令和5年6月17日(土)
- 4 落札者の氏名および住所 株式会社ナイス 愛知県名古屋市中区葵一丁目16番38号
- 5 落札金額 331,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告をした日 令和5年4月21日(金)